

## 阿木川アユルアー優先区

### ◎恵那漁業協同組合でのアユルアーについて

当組合でのアユルアーは以前から規制していませんでした。

リールは友釣り客とのトラブルを懸念して禁止していましたが、今回、この区域のみですがリールの使用を可としました。

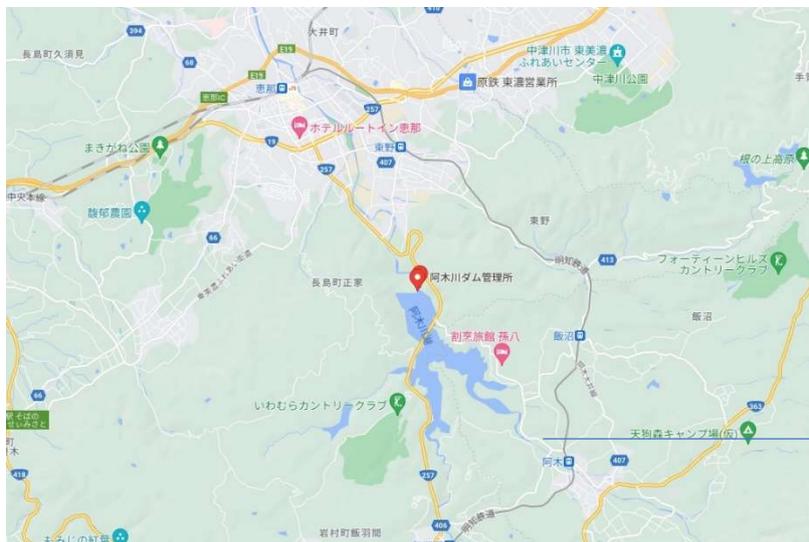
短い区域ですが、阿木川ダムでは自生した鮎が5月頃から遡上します。組合は採捕して管内河川に放流していますが、湖産系の天然魚ですので小ぶりですが良く引く鮎です。

(アユルアー優先区) ※ 遊漁規則より

第9条 次の表のア欄の魚種については、イ欄の区域で、ウ欄の期間においてはアユルアーによる釣法の優先区とする。また、この区域においてはリール使用可とする。但し、漁具・漁法の規模は第4条のあゆの範囲内とする。

ア, 魚 種	イ, 区 域	ウ, 期 間
あ ゆ	岐阜県中津川市阿木地内(阿木川ダム上) 阿木川えん堤の上流 20m から上流、阿木川橋までの区域	漁協が定める解禁日から12月31日まで

◎ 掛け針の制限 - 友釣り同様とし、3段以下4本以内、尾から7cm以内



下の地図へ

